

東京都外の中学校の先生へ

令和8年度 東京都立高等学校入学者選抜の調査書の作成について

東京都立高等学校（以下「都立高校」という。）に提出する調査書は、東京都所定の用紙（様式10）等により、次の要領で作成をお願いします。1から6までの項目についてそれぞれ必要事項を記入し、中学校の校長（以下「中学校長」という。）の公印を押してください。

なお、作成後は厳封して、志願者から都立高校長宛てに、簡易書留等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法で郵送してください。

1 「成績一覧表の番号」欄及び「成績一覧表の提出の有無」欄

「成績一覧表の番号」欄に当該受検者の成績一覧表の番号を記入し、「成績一覧表の提出の有無」欄の「有」を○で囲む。

令和6年度以前の卒業者（以下「過年度卒業者」という。）及び当該道府県等において成績一覧表を作成していない場合並びに東京都の成績一覧表の提出期間内に当該道府県等において作成が不可能な場合は、「成績一覧表の番号」欄に斜線を引き、「成績一覧表の提出の有無」欄の「無」を○で囲む。

なお、成績一覧表の作成については、「成績一覧表の作成及び提出について」を参照すること。

2 「学籍の記録」欄

(1) 氏名・フリガナ

氏名は住民票に記載されているとおりに記入する。ただし、住民票において旧字体の漢字で表記されている場合、新字体の漢字を使用しても差し支えない（例：澤⇒沢、邊⇒辺）。

(2) 転入学等

中学校に転入学又は編入学した志願者については、「転入学等」欄に転入学等の年月及び前在籍校名を記入する。該当のない場合は、斜線を引く。

3 「各教科の学習の記録」欄

(1) 令和8年3月に卒業見込みの者については、令和7年12月31日現在で、第3学年における中学校学習指導要領に示された目標に照らして、その実現状況をみる観点別学習状況の評価及び観点別学習状況の評価を総括した評定（いわゆる絶対評価による評定）を5段階で記入する。

なお、記入に当たっては、第3学年の第一学期及び第二学期の成績を十分参考とする。二学期制の学校にあっては、前期の成績及び後期の12月31日までの学習状況を十分参考とする。

また、卒業者については、生徒指導要録に記載されている中学校第3学年の観点別学習状況の評価及び評定を記入する。

(2) 道府県等の規定により、調査書に「5段階のいわゆる絶対評価による評定」を記載しない場合については、東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当まで問い合わせること。

(3) 各教科の観点別学習状況の評価は、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、「A」、「B」、「C」の記号により記入する。この場合、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとする。

各教科の評定は、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価して5段階で表す。表示は、「5」、「4」、「3」、「2」、「1」とする。この場合、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1とする。

なお、卒業の時期により調査書の様式が異なるため、誤った様式を使用しないよう注意すること（令和8年3月に卒業見込みの者は様式10、令和3年度から令和6年度までの卒業者については様式10-2を使用する。）。

4 「総合的な学習の時間の内容及び評価」欄

- (1) 第3学年における総合的な学習の時間で設定した課題及び内容を記入する。
- (2) 学習状況及び成果を評価し文章で記入する。

5 「諸活動の記録」欄

- (1) 特別活動等及びその他の学校内外の活動のうちから、当該志願者において特筆すべき活動を取り上げ、その活動の事実や実績を、所見を除いた客観的な記録として記入する。

なお、「諸活動の記録」の記入に当たっては、学級担任、教科担任の意見のみでなく、関係教職員の意見等を総合して記入し、中学校長が確認する。また、顕著な成果のある活動だけでなく、次のような活動についても記入することができる。

ア 当該志願者が積極的な態度や意欲をもって取り組んでいる活動

イ 当該志願者の人間形成上好ましい影響のある活動や他の生徒に好ましい影響を与えている活動

ウ 当該志願者の中学校3年間における継続的な活動又は各学年における特筆すべき活動

- (2) 第一次・分割前期募集の出願時に提出する調査書について、諸活動の記録の欄にある「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）結果」の欄に、東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）（以下「スピーキングテスト」という。）の結果を以下に従って記入する。

ア スピーキングテストを受験した場合は、スピーキングテストの結果をAからFまでの記号により記入する。

イ スピーキングテスト実施日時点で、東京都の公立中学校等に在籍していないため、スピーキングテストを受験していない場合は、Nの記号を記入する。

ウ スピーキングテストの受験申込を行い、事故やインフルエンザ等のやむを得ない理由でスピーキングテストを欠席し、不受検者に対する措置を東京都教育委員会に申請し、承認を受けた場合は、Hの記号を記入する。

エ スピーキングテストの受験申込を行い、事故やインフルエンザ等のやむを得ない理由なく、スピーキングテストを欠席した場合は、Wの記号を記入する。

6 「海外帰国生徒対象等との併願」欄

令和8年2月21日が選抜日である一般の都立高校に志願する者は、選抜日の異なる海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜及び都立国際高校の在京外国人生徒等対象の選抜並びに都立産業技術高等専門学校の選抜を併願することができる。

一般の都立高校に加えて、併願の対象となる次の(1)から(4)までのいずれかの都立高校又は高等専門学校に出願する場合は、一般の都立高校に出願する調査書の「海外帰国生徒対象等との併願」欄の該当する数字（1～4）を○で囲む。該当しない場合は空欄とする。

(1) 海外帰国生徒対象

都立三田高校、都立竹早高校、都立日野台高校、都立国際高校の海外帰国生徒対象の選抜

(2) 引揚生徒対象

都立深川高校、都立光丘高校、都立富士森高校の引揚生徒対象の選抜

(3) 在京外国人生徒等対象

都立国際高校の在京外国人生徒等対象の選抜

(4) 都立産業技術高等専門学校

※ その他、記入例を参照してください。

なお、記入例は令和8年3月に卒業見込みの者を対象としています。令和6年度以前の卒業生の調査書は様式が異なるため、誤りのないよう御注意ください。

[問合せ先]

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当

電話 03-5320-6745

成績一覧表の作成及び提出について

貴校に、都立高校への出願を予定している生徒が一人でもいる場合には、次の要領で成績一覧表を作成し、志願校へ提出するようお願いします。

なお、調査書を、成績一覧表と同封して、志願者からではなく中学校から御提出いただいても差し支えありません。その際、封筒の表面に「成績一覧表・調査書 在中」と記載してください。

1 成績一覧表の作成について

当該道府県等の規定に従って作成したものを提出する。道府県等の規定によりいわゆる相対評価による評定を記入している場合には、その旨を記載した文書を添付し、その一覧表を提出すること。

なお、以下の(1)、(2)のどちらかに該当する場合は成績一覧表の提出を要しない。

(1) 当該道府県等において成績一覧表を作成していない場合

(2) 東京都の成績一覧表の提出期間内に当該道府県等において作成が不可能である場合

2 成績一覧表の提出について

中学校長が親展扱いで令和8年2月5日(木)までに、生徒が出願を予定している都立高校長に全日制課程・定時制課程・通信制課程別に各1部提出する。その際、出願を予定していない課程には提出する必要はない。また、生徒が志願変更した場合、中学校長は志願変更期間中(令和8年2月12日(木)及び13日(金))に当該都立高校長に新たに成績一覧表を提出する。

なお、一度提出した成績一覧表は、志願変更により当該中学校からの志願者がいなくなった場合でも返却しない。

郵送により提出する場合は簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法とし、上記期間内に到着するよう送付すること。

※ 都立国際高校の国際バカロレアコースを志願する場合は令和8年1月16日(金)までに、在京外国人生徒等対象の選抜を行う都立高校を志願する場合は令和8年1月21日(水)までに提出してください。

3 留意事項

(1) 当該道府県等で定めた成績一覧表の様式により生徒氏名が記載されている場合は、個人情報保護の観点から志願者以外の生徒氏名を削除したものを提出する。

(2) 提出に当たっては、中学校長が直接志願先の都立高校長に提出するものとし、志願者に成績一覧表を持参させないこと。

4 その他

生徒が志願変更し、中学校長が志願変更期間中に志願先の都立高校長に成績一覧表を新たに提出できない場合は、その旨を志願先の都立高校長に連絡した後、早急に提出すること。